

知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継

6次産業化

一村一品運動と

第10回 遺言書の役割と種類

そろそろ本題

遺産分割協議と遺言

財産をもった人が亡くなると、その財産を誰かが引き継ぐこととなります。誰が、何を、どれだけ引き継ぐかを定めることになり、それを決めるのが遺産分割協議と遺言です。

遺産分割協議では、相続人が話し合いで決めます。その内容を文書にしたのが遺産分割協議書です。円満に収まることも多いのですが、争いがおこることもあります。これが「争族」です。

これに対し、遺言は、財産を遺す被相続人が、自らの意思で財産の渡し先を決めます。遺言では、相続人以外にも財産を遺すことができます。それが「遺贈」です。

また、遺言では、相続人が意思決定に直接係わることは少ないので、「争族」の余地も比較的少なくなります。このように、遺言には争族予防の役割もあります。

遺言作成と遺留分

遺言は天の声であり、すべて遺言者の自由になるかといえば、そうではありません。相続人には最低限守られるべき相続割合、すなわち遺留分があります。何人もそれを侵すことはできません。遺留分を侵害された者は、侵害した受遺者や受贈者に対して減殺請求をすることができま

す。これは争族の新たな火種です。遺言作成にあたっては、遺留分にくれぐれも留意する必要があります。

なお、遺留分を請求できるのは、配偶者と子、父母や祖父母（直系尊属）、孫や曾孫（直系卑属）であり、兄弟姉妹等には遺留請求権はありません。

遺言書の種類

遺言書には、次の三種があります。

(ア) 自筆証書遺言  
遺言者本人が自筆の手書きで作成する。

(イ) 公正証書遺言  
遺言者が公証役場で口述し、公証人に作成してもらう。

(ウ) 秘密証書遺言  
遺言者本人が作成した遺言書を公証役場に提示し、「遺言があること」を証明してもらう。それぞれには、次のようなメリットとデメリットがあります。

遺言の種類	メリット	デメリット
自筆証書遺言	・費用がほとんどかからない ・内容を変更しやすい ・内容を誰にも知られない	・内容不備のためのリスク高 ・偽造や発見されないリスク高 ・「検認手続き」が必要
公正証書遺言	・内容不備によるリスク極低 ・偽造・隠蔽等のリスク極低 ・遺言の内容の確実な実現	・手続きに手間がかかる ・手数料などの費用がかかる ・証人などに内容を知られる
秘密証書遺言	・かかる費用が比較的安い ・内容を誰にも知られない	・内容不備のためのリスク高 ・偽造や発見されないリスク高 ・「検認手続き」が必要

民法改正では、遺言の普及をはかる観点から、自筆証書遺言の作成が簡素化されました。その内容は次回説明します。



公認会計士・税理士  
松山大学名誉教授  
税理士法人原田会計会長

原田 満範